

健康保険 はやわかりガイド

I. 概要

協会けんぽ（全国健康保険協会）秋田支部は、主に中小企業にお勤めの方とそのご家族約34万人、県民の3人に1人が加入する健康保険です。47都道府県に各支部があります。各支部には、事業主代表・被保険者代表・学識経験者で構成される評議会が設置され、事業運営について評議会の意見を聴き、都道府県ごとの実情に応じた適正な運営が図られています。秋田支部は、医療と健康を守る組織として地域の中核を担えるよう、事業運営を行ってまいります。

秋田支部概況

事業所数……………14,343社
被保険者数……………198,668人
被扶養者数……………137,531人
平均標準報酬月額…232,526円

平成27年2月末現在

協会けんぽの主な業務内容

健康保険被保険者証の発行、健康保険給付、レセプト点検、特定健康診査、特定保健指導、各種情報の発信 等

■ 秋田支部 保険料率【平成27年4月分（5月納付分）～】

協会けんぽの健康保険料率は年齢構成や所得水準の違いを都道府県支部ごとに調整したうえで、地域の医療費等を反映した健康保険料率となっており、みなさまの医療費が下がれば、保険料率を下げるができる仕組みになっています。

● 保険料10,000円あたりの使い道 ●

40歳未満、または65歳以上の加入者の方
（介護保険第2号に該当しない方）

10.06%

基本保険料率：6.23%
特定保険料率：3.83%

40歳から64歳までの加入者の方
（介護保険第2号に該当する方）

11.64%

基本保険料率：6.23%
特定保険料率：3.83%
介護保険料率：1.58%

高齢者の方々が病院などを受診したときの医療費（拠出金）
約3,860円

財政に重い負担

高齢者の方々へ**4割**



加入者のみなさまが病院などを受診したときの医療費
約5,360円



加入者の方が病気で休んだ際の手当金や出産したときの給付金
約570円



健診費
保健指導費
事務経費
その他
約210円

加入者のみなさまへ**6割**

※健康保険料率（10.06%）のうち、6.23%は加入者のみなさまへの給付等に充てられる基本保険料率となり、3.83%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※賞与も保険料の対象となります。（平成27年4月に支払われる賞与から、変更後の保険料率が適用されます。）

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は健康保険料率に介護保険料率1.58%が加わります。

■ 平成27年度 事業運営の重点事項

■ 平成27年度から「データヘルス計画」に取り組みます

秋田支部では、医療費・健診結果データ等を分析し、支部の健康課題として男性の高血圧リスクの高さに着目しました。これを解決するために、健康づくりの覚書を締結した関係団体等と連携しながら対策を講じてまいります。

目標 「こしゃると健康長寿あきた」男性の脳心血管イベント（疾病）予防のために、高血圧のリスクを改善する（平成27年度から平成29年度の男性の血圧リスク保有率の上昇を3%未満に抑制する）

目標達成のために、

- ・血圧リスク保有者で、未受診者や特定保健指導対象外の加入者が、高血圧改善・予防に努めるようになる
- ・血圧リスクの高い運輸業界が対策を講じることにより、従業員も高血圧改善・予防に取り組む
- ・血圧リスク改善・予防にむけ、県民の理解を深める

※データヘルス計画とは
健診・レセプト情報等のデータ分析に基づいて、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画

II. 保健事業（健康診断・保健指導）

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めていただくために、健康診断を実施しています。いずれも協会けんぽから費用補助があり、『おトク』な健康診断となっております。

事業者健診データの提供は厚生労働省令で義務付けられています

協会けんぽの生活習慣病予防健診以外の、労働安全衛生法に基づく健康診断（事業者健診）を実施している事業所様へ、健康診断結果データの提供をお願いしています。データをご提供いただくと、協会けんぽの健診受診率に加算され、保健師・管理栄養士による健康相談を無料で受けることができます。

※事業者健診結果データの提供は高齢者の医療の確保に関する法律（第27条3項）により定められているため、事業主様が責任を問われることはありません。

第二章 第二節

第27条 3 特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

労働安全衛生法に基づく健康診断 事業者健診

全額
会社負担

20項目 9,000円前後

生活習慣病予防健診

補助があり、『おトク』です

協会けんぽ補助
11,484円

27項目 18,522円

本人または
会社負担 最高7,038円

検査項目が多く、『安心』です

血液検査や心電図に加え、胃がん・大腸がん検査が含まれるほか、オプションで子宮頸がん・乳がん検査等も受けられます。

健康相談、特定保健指導

費用は無料 0円

健康診断受診後、生活習慣の改善が必要な方を対象として、保健師・管理栄養士が事業所を訪問し健康相談および特定保健指導をおこなっております。来所による保健指導を希望される方は、事前に予約が必要となります。

人間ドックなど

全額
個人負担

数十項目 30,000～50,000円

※項目数・内容によって費用は変わります

特定健康診査

補助があり、『おトク』です

協会けんぽ補助
6,520円

約7,500円

本人負担 約1,000円

※費用は医療機関によって異なります

近所で受診でき、『お手軽』です

県内では約400の医療機関や、市町村で実施する集団健診で受診できます。

がん検診も一緒に受けられ、『安心』です

市町村で実施する集団健診で、同時にがん検診も受けられる場合があります。

特定保健指導

費用は無料～6,480円

健康診断受診後、生活習慣の改善が必要な方を対象として、ご自宅等に「特定保健指導利用券」を送付させていただきます。特定保健指導の費用の総額が、協会けんぽが補助する金額を下回る場合は、自己負担はありません。

※費用は特定保健指導実施機関によって異なります

35～74歳の
被保険者
(ご本人)

40～74歳の
被扶養者
(ご家族)

Ⅲ. 健康保険給付

病気やケガで
必要な医療を受けたとき

療養の給付

加入者（被保険者・被扶養者）の方が、保険医療機関に保険証（70歳以上75歳未満の方はあわせて高齢受給者証）を提示すれば、かかった費用の1割～3割の自己負担が必要な医療が受けられます。

◆療養に要する費用の給付割合

義務教育就学前	8割（患者負担 2割 ）
義務教育就学後 ～70歳未満	7割（患者負担 3割 ）
70歳以上 75歳未満	<p>一般</p> <p>8割 （患者負担2割、ただし、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は患者負担1割）</p>
現役並み 所得者	7割（患者負担 3割 ）

※現役並み所得者：標準報酬月額28万円以上の方

立替払いをしたとき

療養費

加入者（被保険者・被扶養者）の方が、やむを得ない事情で保険証を提示できず、自費で受診したときなど特別な場合や、医師が治療上必要と認め、コルセットなどの治療用装具等を作った場合に自己負担相当額を差し引いた額が療養費として支給されます。

給付の対象

- 急病等で保険証を持たずに病院へかかったとき、健康保険の加入手続き中で保険証の交付を受ける前に病院にかかったとき
- 治療用装具（コルセット）をつくったとき
- 小児弱視等の治療用眼鏡をつくったとき（9歳未満の小児が対象）
- 弾性ストッキング等を購入したとき
- 海外で治療を受けたとき 等

申請に必要なもの

- 療養費支給申請書、領収書（原本）等

医療費が高額になったとき

※平成27年1月分より、所得区分と自己負担限度額が変更となりました

高額療養費

加入者（被保険者・被扶養者）の方が、医療機関・調剤薬局等の窓口で支払った自己負担額が高額になったときに家計の負担を軽減するため、一定の金額（自己負担限度額）を超えた額が申請により払い戻される制度です。自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。高額療養費の支給額は1カ月（月初めから月末まで）に医療機関・調剤薬局等へ支払った自己負担額から、自己負担限度額を差し引いた金額になります。

◆同一月内の自己負担限度額

所得区分 (標準報酬月額)	70歳未満の方
区分ア (83万円以上)	252,600円 + { (総医療費 - 842,000円) × 1% } <多数該当：140,100円>
区分イ (53万～79万円)	167,400円 + { (総医療費 - 558,000円) × 1% } <多数該当：93,000円>
区分ウ (28万～50万円)	80,100円 + { (総医療費 - 267,000円) × 1% } <多数該当：44,400円>
区分エ (26万円以下)	57,600円 <多数該当：44,400円>
区分オ	35,400円 <多数該当：24,600円>

※区分オ：被保険者が市区町村民税非課税等の場合
(注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村税が非課税等であっても「区分ア」または「区分イ」となります

所得区分	70歳以上75歳未満の方	
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)
現役並み 所得者	44,000	80,100円 + { (総医療費 - 267,000円) × 1% } <多数該当：44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※現役並み所得者：標準報酬月額28万円以上で、高齢受給者証の負担割合が3割の方
※低所得者Ⅰ：被保険者が市区町村民税非課税等の場合
※低所得者Ⅱ：被保険者とその被扶養者の全員が市区町村民税非課税者で、収入から必要経費・控除額を引いた後の所得がない等の場合
(注)現役並み所得者に該当する場合、市区町村税が非課税等であっても現役並み所得者となります

多数該当とは：療養を受けた月以前1年間（12カ月）に、同一世帯で3回以上の高額療養費の支給を受けた場合は、4回目から多数該当となり自己負担額が< >の金額に軽減されます。

◆計算例（70歳未満、区分ウ）

ご本人：33歳
A病院（入院）
自己負担（3割）120,000円
（総医療費 400,000円）

自己負担限度額（21,000円以上の自己負担額に関する総医療費を合算して計算します）
80,100円 + (400,000円 - 267,000円) × 1% = **81,430円**
払い戻し額 120,000円 - 81,430円 = **38,570円**（最終の自己負担額81,430円）

申請に必要なもの

- 高額療養費支給申請書

限度額適用認定証の申請をおすすめします

70歳未満の方は、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付をうけ、医療機関・調剤薬局等に提示することで、入院や通院で医療費が高額になった場合に、窓口負担が一定額（自己負担限度額）までとなります。

※70歳以上の方は、「高齢受給者証」を提示することで窓口負担が一定額（自己負担限度額）までとなります。

病気やケガで仕事を休み給与が受けられないとき

傷病手当金

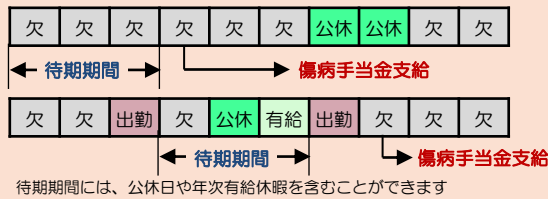
被保険者の方が業務外の病気やケガの療養のため会社を休み、その間給与等が支払われないとき、被保険者の方の生活を保障するための健康保険給付です。

支給要件

次の4つの条件がすべてあてはまる場合に給付されます

1. 業務外の病気やケガで療養中の場合
2. 療養のため仕事につくことができなかった場合
(入院・通院を問わず、医師等による労務不能の証明が必要となります)
3. 休んでいる期間に対し、会社から給与等の支払いがないか、
または支払われた金額が傷病手当金より少ない場合
4. 4日以上仕事を休んだ場合
(療養のため仕事を休み始めた日から、連続した3日間は待期待期間となり、4日目から支給の対象になります)

【待期待期間の数え方】



支給期間、支給額

会社を休んだ1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額を、4日目から1年6カ月の範囲で支給されます。

※ 給与等が支払われ、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

※ 年金の受給により、傷病手当金が支給されない、あるいは減額される場合があります。

申請に必要なもの

○傷病手当金支給申請書、賃金台帳（写）、出勤簿（写）等

出産のため仕事を休み給与が受けられないとき

出産手当金

被保険者の方が出産のため会社を休み、その間給与等が支払われないとき、被保険者の方の生活を保障するための健康保険給付です。妊娠85日以後の出産（死産、人工妊娠中絶含む）の場合に支給の対象となります。

支給期間

出産日を含む産前42日（多胎の場合は98日）と産後56日の間に会社を休み、給与等が支払われない期間が対象となります。出産が産前予定日より遅れた場合は、予定日から出産日までの期間も支給の対象となります。

支給額

会社を休んだ1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

※ 給与等が支払われ、その金額が出産手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

申請に必要なもの

○出産手当金支給申請書、賃金台帳（写）、出勤簿（写）等

妊娠4カ月以上で出産したとき

出産育児一時金

加入者（被保険者・被扶養者）の方が出産された場合は、出産育児一時金が支給されます。妊娠85日以後の出産（死産、人工妊娠中絶含む）の場合に支給の対象となります。

支給額

1児につき42万円が支給されます。

(ただし、産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は40.4万円)

申請に必要なもの

○出産育児一時金支給申請書、領収書 等

出産育児一時金の「直接支払制度」

直接支払制度を利用することで、出産育児一時金の請求手続きを医療機関等が行い、医療機関等での窓口負担を軽減することができます。出産の際に、医療機関等にて直接支払制度の説明を受け、利用するかを決めていただきます。

死亡したとき

埋葬料（費）

加入者（被保険者・被扶養者）の方がお亡くなりになられた場合は、埋葬料（費）が支給されます。

支給額

5万円を上限に支給されます。

申請に必要なもの

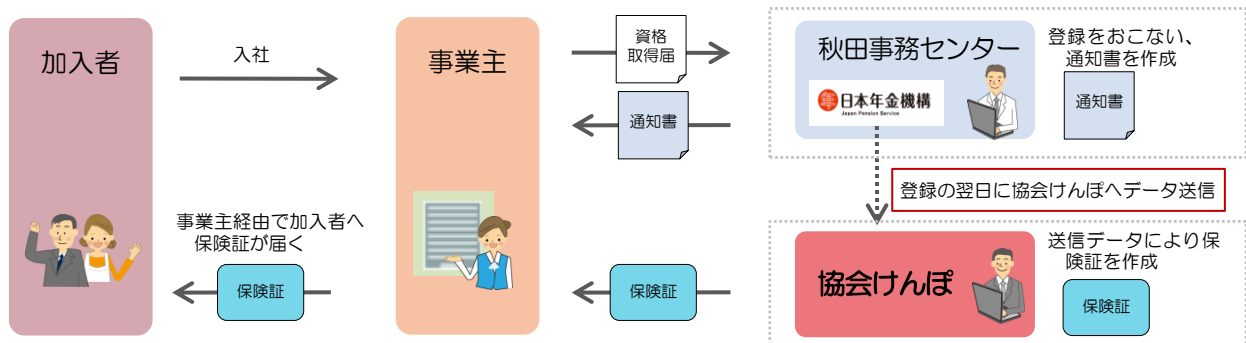
○埋葬料（費）支給申請書
(添付書類が必要となる場合があります)

その他の給付

移送費、高額介護合算療養費 等

IV. 加入手続から保険証発行のお届けまで

日本年金機構秋田事務センターで資格取得届が登録された後、通知書は事務センターから、保険証は協会けんぽから送付されます。



※ 被扶養者（異動）届も同様です。また、資格取得届と被扶養者（異動）届を同時に提出された場合でも、秋田事務センターの状況により、保険証の交付（送付）日が異なることがあります。
 ※ 保険証は事務センターでの登録の翌営業日以降に協会けんぽから送付されますので、通知書とは送付日が異なることがあります。

V. 各種申請書・届書等の提出先・郵送先

協会けんぽで取り扱っている各種申請書・届書は、ホームページからダウンロードできるほか、県内の各年金事務所、各商工会、各商工会議所等にも設置しております。（一部設置していない書類があります。）

季節・時間帯によっては窓口がたいへん混み合うことがありますので、協会けんぽの各種申請は便利でスムーズな郵送でのお手続きをおすすめします。

〒010-8555
 **日本年金機構** 秋田事務センター
 Japan Pension Service
 ※郵送の際は、郵便番号と事務センター名のみで届きます

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50シティビル秋田
 **全国健康保険協会 秋田支部**
 協会けんぽ

健康保険 厚生年金保険 の加入等に関する手続き

- 【事業所関係】
 - 適用事業所所在地・名称変更届 等
- 【被保険者資格関係】
 - 被保険者資格取得届
 - 被保険者資格喪失届
 - 被保険者氏名変更（訂正）届
 - 被保険者住所変更届
 - 被保険者生年月日訂正届
 - 被扶養者（異動）届
 - 被保険者報酬月額算定基礎届（総括表含む）
 - 被保険者報酬月額変更届
 - 被保険者賞与支払届（総括表含む）
 - 70歳以上被用者該当・不該当届
 - 70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届
 - 年金手帳再交付申請書
 - 育児休業等取得者申出書・終了届
 - 育児休業等終了時月額変更届 等

● 保険料の納付関係 ●
 保険料の納付に関する手続きは、管轄の年金事務所になります。
 ※任意継続保険料の納付関係を除く

※申請書等の事業所記号は、**従来通り漢字・かな**をご記入ください

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き

- 【健康保険給付関係】
 - 限度額適用認定申請書
 - 給付（療養費・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・高額療養費・埋葬料（費）等）の申請書
 - 高額医療費貸付・出産費貸付の申込書 等
- 【任意継続被保険者関係】
 - 任意継続被保険者資格取得申出書
 - 任意継続被保険者住所変更届 等
- 【保健事業関係】
 - 生活習慣病予防健診・特定健康診査の申込書
 - 特定保健指導・健診後の健康相談 等
- 【被保険者証等再交付】
 - 被保険者証再交付申請書
 - 高齢受給者証再交付申請書 等

【その他】
 ● 第三者等の行為による傷病届（交通事故等）

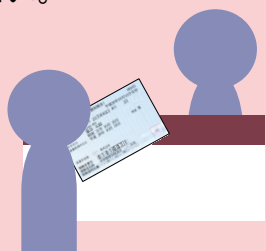
● 保険証等の発行 ●
 日本年金機構秋田事務センターに手続きいただいた被保険者資格取得届や被扶養者（異動）届は、事務センターで審査・入力を完了した後、協会けんぽで保険証を発行し、事業所様へお届けしております。

※申請書等の事業所記号は、**保険証に記載されている数字**をご記入ください

VI. インフォメーション

■ 保険証は正しく使いましょう！

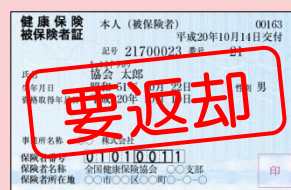
保険証は診察を受ける都度、医療機関の窓口にご提示ください。



退職などで資格喪失すると、本人とご家族（被扶養者）の保険証は**無効**になります。



退職した場合や被扶養者でなくなった場合は、すみやかに保険証をご返却ください！



※資格喪失をされた場合には、それまでの保険証はご使用いただけません。退職後に保険証を使用されますと、後日、医療費を返還いただくこととなります。退職後の保険証の回収にご協力ください。

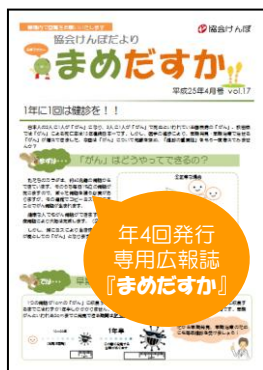
※事業主の方は、資格喪失届などの届書に返却された保険証を添えて、日本年金機構秋田事務センターへすみやかに提出してください。

■ みなさまへ健康づくりなどの役立つ情報をお届けしています

● 健康保険委員 募集中 ●

協会けんぽの加入者の方であればなたでも委員になれますので、協会けんぽへお電話にてお申し込みください。各地区の健康保険委員の皆様の繋がりを深め、秋田の元気を盛り上げていきましょう。

(平成27年4月1日現在 健康保険委員 1,351名)



● メールマガジン会員 募集中 ●

配信を希望される方ならなたでも無料で登録できますので、ぜひお申し込みください。

主な内容

- 健康保険制度の改正など最新情報をわかりやすくご紹介
- 高額な医療費がかかったときなど、各種給付金の申請方法
- 健康が気になる方へ、簡単な運動や食事のコツをアドバイス
- 登録は協会けんぽ秋田支部のホームページからお願いします

担当部署	お問い合わせ内容	TEL	FAX
業務グループ	健康保険被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証等の発行、健康保険給付、健康保険任意継続など	018-883-1800	018-883-1544
保健グループ	生活習慣病予防健診、特定健康診査、健康相談、保健指導など	018-883-1893	
レセプトグループ	レセプト（診療報酬明細書）点検、医療費通知、交通事故・第三者行為の医療費、資格喪失後受診など	018-883-1892	018-883-1451
企画総務グループ	事業運営、評議会、保険料率、ホームページ・メールマガジン・各種広報誌による広報など	018-883-1841	

全国健康保険協会 秋田支部

協会けんぽ

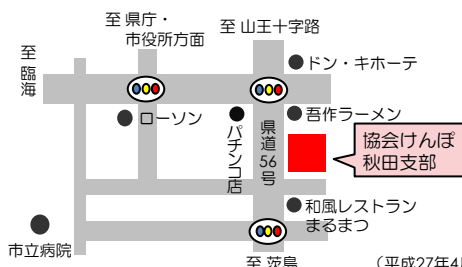
〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

Tel : 018-883-1800 Fax : 018-883-1544

HP : <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/akita>

協会けんぽ 秋田

検索



(平成27年4月)